古物市場規約

[NBAA]

株式会社 ギャラリーレア

[NBAA]

古物市場規約

第1条【名称及び目的】

この規約は、株式会社ギャラリーレアが運営する「NBAA」(以下「当市場」という。)の運営 及び古物管理に関する事項について定め、古物の適切な流通に寄与するとともに、参加者が安全に 取引できる市場を構築するためのものである。

第2条【定義】

本規約にある市場の用語について、その定義を以下に定める。

- (1) この規約において「競り人」とは、当市場が競り売りの方法により売買仲介の業務に従事させる為に指名した者いう。
- (2) この規約において「売主」とは、本規約第5条にある参加資格を有する出品者であり、市場に販売を目的として古物を寄託する者をいう。
- (3) この規約において「買主」とは、本規約第5条にある参加資格を有する落札者であり、市場において古物を購買する者をいう。
- (4) 上記(2)、(3) に該当する者を総じて「参集人」とする。

第3条【市場会場及び開催日時】

当市場は大阪市西区南堀江1-7-4マルイト南堀江パロスビル6Fを会場とし、その開催日時は原則として毎月10日と25日の午前9時から午後8時までとする。ただし時間を延長する場合がある。

第4条【取扱い古物の区分】

当市場は主に以下の古物を取り扱うものとする。

- (1) 時計・宝飾品類
- (2) 皮革・ゴム製品
- (3) 衣類

但し、上記古物の区分において主にインポートブランド品を取り扱う。

第5条【参加資格】

- (1) 参集人は所轄の公安委員会が許可した古物商許可証(行商の届出があるもの)を有し、また当市場の参集人名簿に記載された者でなければならず、加えて、市場主に入会費及び参加費を支払い、本規約を遵守する者に限られる。
- (2) (1) に加え、参集人は暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、その他これらに準ずるもの(以下、これらを反社会的勢力という)に該当しない者に限られる。

第6条【参集人の承認】

当市場に参加できる者は本規約第5条の資格を有し、下記(1)を提出し、下記(2)の支払いを終えて、市場主の承認を得た者のみであり、開催当日受付にてその証と下記(3)及び(4)が提示できない者は参加できない。

(1) 氏名または法人名、住所または所在地、連絡先等を記載事項とする当市場の入会申込書

- (2) 入会金 金3万円
- (3) 古物商許可証
- (4) その他当市場が求める書類

第7条【市場入場要領及び参加費】

参集人は市場開催日当日、受付にて市場への入場承認を得た後、市場に参加する。

また、参集人が当市場に参加する為には、1人あたり金3,000円の参加費(席料)を市場主に支払わなければならないものとする。

なお、会場内では、参加費支払い後に市場主から受領した番号名札を必ず着用しなければならない。

第8条【競り売りの要領】

市場開催日受付終了後、市場主がその権限において各売主の出品順を決め、売主はその順番によって、出品物に自ら付した任意の番号順から競り人が読み上げることで競り売りを開始する。

落札の意思表示は口頭もしくは挙手にて行い、売買が成立した場合は売主番号、買主番号、出品 古物番号、落札金額等を市場運営者が伝票に記載、その記載内容の通りに算することにより取引を 終了する。

なお、売主の出品順については一切の異議を受け付けない。

第9条【市場運営費と売買の決済方法】

市場運営費と売買の決済方法については以下のとおりである。

- (1) 買主は市場運営費(落札手数料)として落札金額の8%を市場主に支払うものとする。
- (2) 市場運営費の消費税は、落札金額が内税につき、内税とする。
- (4) 市場での取引は競り売り終了後、すべて現金にて決済を行い、掛売りは行わないものとする。
- (5) 市場での取引において、市場主は売主買主間の債権債務について、代位弁済および立替払いを行わない。
- (6) 市場開催中に現金決済が完了したことをもって、その取引の終了とする。
- (7) 市場主は決済の円滑化を図るために、売買明細書を発行することとする。なお売買明細書 の再発行はしないこととする。

第10条【市場主等の業務及び責務】

市場主並びに競り人の業務とその責務は以下のとおりである。

(1) 市場主

- ①市場を設置し、これを管理統制する。
- ②参集人の資格審査及び開催日毎の参集人氏名等を記録する。
- ③競り人を指名し参集人の市場参加を承認する。
- ④盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物が競り売りされていないか監視する。
- ⑤市場において競り人、参集人を指導監督する。

⑥出品物の点検を行い、取引内容は法令の定める事項に従い帳簿に記載する。

(2) 競り人

- ⑦競り売りの方法により、古物の競りを行う。
- ⑧競り売りにおいて、最終落札額と買主である落札者を決定する。
- ⑨競り売りにおいて参集人を指導監督する。
- ⑩盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物がないか確認 する。

第11条【参集人の責務】

売主及び買主の業務と責務は以下のとおりである。

(1) 売主

- ①盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物を持ち込まない。
- ②市場主の指示に従い、古物を当市場に搬入する。
- ③市場主に古物の詳細を明確に報告する。
- ④当市場の出品する物品を開催当日の午前8時40分までに搬入する。
- ⑤販売に至らなかった物品は、市場終了後速やかに引き取り搬出する。
- ⑥上記搬出を怠った場合、市場主はその者に通告することなくそれを処分でき、その処分 に要した費用は売主が負担する。
- ⑦その他、市場主の監督のもとその指導に従い、本規約を遵守する。

(2) 買主

- ①盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物を購入しない ことはもちろんのこと、速やかに市場主並びに競り人にそのことを申し出る。
- ②買主は購入した物品を開催時間内に引き取り、当市場から搬出しなければならない。
- ③上記搬出を怠った場合、市場主はその者に通告することなく処分でき、その処分に要し た費用は買主が負担する。
- ④その他、市場主の監督のもとその指導に従い、本規約を遵守する。

第12条【古物に関する保証】

古物に関する保証について以下の事項を定める。

- (1) 売買成立前からすでに明らかであった物品の瑕疵について、買主は売主及び市場主並び に競り人に対し、物品の保証に関する請求はできないものとする。
- (2) 売主は、時計等の精密・機械物品の保証期間は市場開催日から2週間とする。
- (3) 売主及び買主は、売買成立後の買い戻し、返品について原則応じられないものとし、当事者が合意に至った場合のみ可能とする。但し、上記(2)の保証についてはこの限りではない。

第13条【参加資格の喪失と退会】

(1) 参集人は第5条にある参加資格を喪失した場合に当市場会員資格を失い退会となる。

- (2) 申し出による退会の場合は、市場主に対して市場開催の1ヶ月前までに電話やファックス等の手段によりその旨を伝えなければならない。 なお、退会理由の如何を問わず入会金は返金しない。
- (3) 当市場は参集人が以下項目に該当した場合、事前通知なく退会となる場合がある。
 - ①本規約に違反した場合
 - ②当市場の参加が継続して1年以上ない場合
 - ③参集人の活動および交流を著しく妨げる行為があった場合
 - ④第16条【禁止事項】に該当する場合

第14条【出品物管理について】

出品物について以下の事項を定める。

- (1) 市場主は、善良なる管理者の注意をもって出品物の管理にあたる。
- (2) 市場内の出品物の所有権は、競り売りが終了し決済が完了するまで売主に帰属し、決済が完了した後は買主に帰属する。
- (3) 出品物の滅失、毀損、盗難等が発生した場合、市場主に故意または重大な過失がある場合を除き、その責任は所有権を有する売主または買主が負うものとする。なお取引は必ず市場主を介し、当事者間の取引は認めないものとする。
- (4) 市場の出品物において、盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品が確認された場合、市場主及び売主並びに買主は、直ちに所轄の警察署に届け出るものとする。

第15条【免責事項】

市場主は以下の事項について免責されるものとする。

- (1) 市場主は、天変地異その他不可抗力により市場が中止、中断、遅延等に至った場合の損害について一切責任を負わないものとする。
- (2) 市場主は、参集人に対して行った情報提供やアドバイスについて責任を負うものではない。
- (3) 当市場来場に際して、参集人は自動車等の交通手段を利用した場合に発生する駐車料金等を 負担し、事故や盗難などの管理事項についても市場主がその責任を負わない。
- (4) 参集人が本規約に違反したことによって生じた第三者への損害について、市場主はその責任 を一切負わないものとする。

第16条【禁止事項】

参集人において以下の事項を禁ずるものとする。

- (1) 当市場内において、市場を経由せず直接古物を売買する行為。
- (2) 当市場内において、他の参集人の権利、利益を損ねる行為。
- (3) 虚偽の申告により参集人となる行為。
- (4) 当市場の参加資格を第三者に貸与、譲渡する行為。
- (5) 当市場で知り得た売買に係わる個人情報を本人の許可なく他者へ知らせる行為。
- (6) その他、本規約に違反する行為並びに市場主の管理上の指示に従わない行為。

第17条【個人情報の取扱い】

市場主は、参集人の個人情報を本人の許可なく第三者に開示しない。但し、官公庁等、法令に基づき開示が要求される場合はこの限りではない。

第18条【品位の保持】

参集人は社会道徳を重んじ、以下の行為を慎み、品位の保持に努めなければならない。

- (1) 財産的秩序に反する行為。
- (2) 倫理的秩序に反する行為。
- (3) 自由や人権を害する行為。
- (4) その他、社会的相当性の無い公序良俗に反する行為。

第19条【その他】

本規約の内容の変更については、必要に応じ予告なくして改定することができるものとする。

以上、古物市場「NBAA」開催にあたり、市場主がこの規約を作成する。

平成 29年 2月 25日

市場主 NBAA

株式会社 ギャラリーレア

代表取締役 太田 延彰

出品者への規約および申し合わせ事項

【手数料】

出品手数料は0%、但し落札金額が20,000円以下の場合は3%の手数料を徴収します。

【返戻金】

落札価格が 20,000 円~100,000 円の場合、3%の返戻金のお支払い、100,000 円以上の場合、4%の返 戻金のお支払いとなります。

【消費税】

内税方式のため、落札金額は消費税込みの価格となります。

【売却代金の支払い】

原則としてオークション翌日より銀行 3 営業日以内に振込とさせていただきます。尚、銀行振込手数料は事務局負担といたします。

【取引の無効】

落札後にその商品が、盗品・遺失物と判明した場合は、取引が無効となり返品の対象となります。

【出品商品の送料】

出品商品の送料は出品者負担となります。

【商品品質の維持】

出品商品は宝石・時計は 50,000 円以上を目安、バッグその他商品は 30,000 円以上を目安として出品してください。それ以下の落札値が予想される品物に関しては当会の判断でロットにする場合があります。

【出品数の制限】

出品数に制限はありません。但し、不落札の比率が著しく高い場合は出品の制限をさせていただきます。

【包装品】

程度確認のため、フィルム等を剥がす場合がございます。新品商品等剥がせない場合は出品時にあらかじめお知らせください。

【出品者保証】

商品の真贋については出品者保証となります。また外見上判断できない場合部分の不良は原則として出品者保証となります。ベゼルダイヤ等、宝石装飾部分の保証を明らかにしない商品に関してはすべて見た目でのセリとなります。型番が明記されている場合は保証と同義とさせていただきます。

【事後交渉】

外見上判断できない部分の事後交渉期間はオークション翌日から 2 週間以内とさせていただきます。但 しメーカー修理等、事務局が妥当な理由と判断した場合は、期限を越えてお時間をいただく場合もござ います。

【事後交渉の仲介】

オークション事務局は事後交渉に関しては、仲介業務を超えた範囲では行いません。

《出品者への注意事項》

- 10,000 円以下の商品のてっぽうは原則できませんのご了承ください。
- ▶ 出品商品には必ず、出品者の屋号と番号札をつけてください。
- ▶ 商品状態(破れ・ベタつき・内部のわかりにくい箇所の汚れ等)に関する情報は、番号札への記載を お願いします。
- ▶ 定価、販売年、限定品などがわかる場合は番号札へ記載をお願いします。
- 宝石の場合は重量、石目などの情報を番号札へ記載をお願いします。
- 色石類は出品者の申告通り出品いたします。落札後、記載とは違う鑑別結果がでた場合は返品の対象となります。
 - ▶ 当会が認める鑑別機関は中央宝石研究所、ジェムリサーチジャパンとします。
- 合成、模造、処理(張り合わせ、染色、着色、充填、コーティング等)を記載せずに取引された場合は後交渉の対象となります。

- ▶ 電池切れの商品は電池をいれてご出品ください。
- ▶ アンティークや永久カレンダーなど特殊な機能を持つ時計についてはその取扱いについて予めお知らせください。
- ▶ ダイヤモンド 1ct 以上の石目不足は、出品者保証となります。
- ▶ 売買成立後の取り戻しは原則できません。
- ➢ 落札商品および不成立商品等、他人の商品と間違えないよう各自伝票と照合して持ち帰る。万が一間違った場合は、気づいた時点で当会に至急連絡すること。
- ➤ 天災等不可抗力による事故に関しては当会では一切の債務を負いません。

落札者への規約及び申し合わせ事項

【手数料】

落札手数料は落札価格の8%となります。

※内税のため、実質消費税分と同じ計算になります。

【消費税】

内税方式のため、落札金額は消費税込みの価格となります。

【精算】

取引は事前入金、または即日現金決済にてお願いします。掛売は一切いたしません。

【前受金】

落札金額 500 万円以上になると想定される場合は、事前振込による前受金のご入金が必要となります。

【後振込】

やむを得ず後振込をご希望の場合、落札商品は入金確認が完了次第の発送となります。

※銀行3営業日以内に入金完了となるよう手続きをお願いします。

【振込手数料】

落札代金を振込する際の手数料は落札者負担となります。

※事前振込金の返金等の振込手数料は当社負担となります。

【商品の送料】

落札商品を送る際の送料は落札者負担となります。

【出品商品リスト情報】

出品リストに記載の情報はあくまで参考となります。記載漏れ、ミス等は事後交渉の対象となりません。

【競り方法】

競りには符丁を使わず、はっきりとした数字で声をかけてください。手競りは無効です。

【競り上がり】

競り上がる場合は、一割以上を目安としてください。

【事後交渉】

オークションの事後交渉期間は、開催日翌日から 2 週間以内となります。その期間を過ぎた事後交渉は一切お受け致しません。但し真贋判定等でメーカーからの回答が交渉期間内でない場合、事務局までご連絡ください。

【事後交渉の仲介】

当会は事後交渉の仲介はしますが、仲介業務を超えた範囲では行いません。

【取引金額の確定】

最高入札者が確定した時点の金額が取引金額となります。

【取引の無効】

落札後にその商品が盗品と判明した場合は、取引が無効となり返品となります。

«落札者への注意事項»

- ▶ 下見の際の商品の取扱いは丁寧にお願いします。
- ▶ 下見の際は、シャープペンシルまたはえんぴつを使用してください。ボールペン不可
- ▶ 下見場での飲食はご遠慮ください。
- ▶ 出品リストは参考資料ですので、十分下見の上、競りに参加ください。
- ▶ 落札後すぐに可能な範囲での商品の検品、オークション終了後に伝票の付け合せの際に検品してください。
- ▶ 落札商品に不備があり、振り直しを希望される場合は、同じ出品者の時にお申し出ください。その後

- の申し出は受付いたしません。
- ▶ 市場の進行・雰囲気を保つため、小幅の競りや間のあいた競りはご遠慮ください。場における落札価格の取捨選択は振り手の権限で行われますのでご了承ください。
- ▶ 時計に関して、機械のみ出品者保証となります。下見の段階で確認できる事項(カレンダー不良・クロノグラフ不良・ベルト故障・エト汚れ等)についての返品・値引き交渉は受付いたしません。
- ▶ 古物のため、時計の日差・振り角等の理由での返品・値引き交渉は受付いたしません。
- ▶ 見た目で判断できない機械内部の不良等は返品・値引き交渉の対象となります。
- ▶ ダイヤ入りの時計で出品者保証がない商品は見た目でお願いします。
- ▶ ブランドジュエリーのロジウムメッキ加工・他社仕上げ・サイズ調整等の理由でメーカー修理が受けられない場合の事後交渉は原則お受けできません。
- 落札価格及び不成立品等、他人の商品と間違えないよう各自伝票と照合して持ち帰る。万が一間違った場合は、気づいた時点で当会に至急連絡すること。
- ➤ 天災等不可抗力による事故に関しては当会は一切の債務を負いません。

手数料について

買主様:セリ落とした価格は税込価格となり、その価格に手数料 8%を足した価格が精算金額となります。

売主様:セリ落とされた価格は税込価格となり、その価格によりキャッシュバックいたします。

- ※一競が 10 万円以上で 4%キャッシュバックいたします。
 - 一競が2万円以上10万円未満で3%キャッシュバックいたします。
 - 一競が2万円未満ですと3%の出品手数料となります。

【落札価格 500,000 円の場合】			
買主		売主	
落札価格 税込	500,000	落札価格 税込	500,000
手数料 8%	40,000	キャッシュバック 4%	20,000
精算合計 540,000 円		精算合計 520,000円	
【落札価格 10,000 円の場合】			
買主		売主	
落札価格 税込	10,000	落札価格税込	10,000
手数料 8%	800	手数料 3%	-300
精算合計 10,800 円		精算合計 9,700 円	